

様式

提出議題(令和6年度事務)

会 員 名 糸満市

担当者名 大城 和枝

所 属 名 水道部総務課

電話番号 098-840-8145

提出議題	公共下水道接続促進事業補助金について
提案理由	<p>本市では、公共下水道接続の補助金制度がありますが、門中名義や相続手続きがなされていない場合の対応に苦慮しておりますので、貴市町村の補助（助成金）制度で同様な事例がありましたらご教示ください。</p> <p>① 門中名義の工事場所 本市では、門中の代表者を補助金申請人として補助金申請書を提出してもらい、役員の連名にて工事の同意書と対象工事場所の固定資産税の納付が確認できる書類を提出。補助金申請人のその他提出書類は所有者が申請する場合と同様。 ※貴市町村で、その他徴取している書類や対応策等がありましたらご教示ください。</p> <p>② 未相続の工事場所 本市では、未相続の工事場所について、代表の相続人から補助金申請があった場合、その他相続人から工事の同意書提出と対象工事場所の固定資産税の納付が確認できる書類を提出。補助金申請人のその他提出書類は所有者が申請する場合と同様。 ※貴市町村で、その他徴取している書類や対応策等がありましたらご教示ください。</p>
添付資料	糸満市公共下水道接続促進事業補助金交付規程、申請書、同意書

様式

提出議題(令和6年度事務)

会 員 名 沖繩市
担当 者 名 照喜名 竜麻
所 属 名 総務課経理係
電 話 番 号 937-6211

提出議題	除却資産の特定について
提案理由	<p>本市においては、「マンホール」「ます」「管路(スパン毎)」の施設に関し、工事単位で資産登録している状況です。また、「マンホール」「ます」については、鉄蓋と躯体(コンクリート製もしくは塩ビ製)を区分して登録していません。※耐用年数が異なる種類を区分して登録していない</p> <p>そのため、固定資産の取得に伴う除却資産の特定に関し、苦慮している状況です。</p> <p>他自治体の状況について、登録方法等に関し、ご教示ください。</p>
添付資料	

様式

提出議題(令和 6 年度事務)

会 員 名 沖繩市
担当 者 名 座喜味 学
所 属 名 下水道課管理係
電 話 番 号 921-3125

提出議題	下水道敷地の占用料について
提案理由	<p>当市の下水道敷地の占用料は、沖繩市下水道条例に基づき、占用面積 1 平方メートルあたり年 500 円として規定しております。</p> <p>現行の料金設定から 10 年以上経過していることなどを踏まえ、他自治体の状況について以下の項目をご教示ください。</p> <p>(1) 占用料の徴収をしているか (有・無)</p> <p>(2) 現行料金の設定時期は</p> <p>(3) 占用料の算出方法：</p> <p>① 下水道条例以外の条例の例による</p> <p>② 下水道条例の規定</p> <p>③ その他 ()</p> <p>(4) 占用料の額【具体的な額があれば教えてください】</p> <p>(5) 占用料の算定根拠・考え方</p>
添付資料	

様式

提出議題(令和 6 年度事務)

会 員 名 豊見城市

担当者名 知花 聖

所 属 名 上下水道施設課

電話番号 098-850-8164

提出議題	業務用携帯電話について
提案理由	<p>本市では、課長及び管理班全員が業務用携帯を持っておりませんが、他市町村ではどのような状況なのかお伺いします。</p> <p>①業務用携帯持っている職員の割合は？ ②業務用携帯を勤務時間外でも管理しているのか？ ③業務用携帯を持っている場合、手当てはあるのか？</p> <p>※本市での状況 本市では休日及び時間外において、ポンプ場からの電話や故障等の際にメールによる異常警報に対応するため24時間体制で課長及び管理班の計5人が緊急用スマホを携帯しております。 なお、休日や時間外に現場対応など従事した場合は時間外手当の支給はありますが、携帯電話の所持に係る手当はありません。</p>
添付資料	

様式

提出議題(令和 6 年度事務)

会 員 名 浦添市
担当者名 平良 美由紀
所 属 名 上下水道部 営業課
電話番号 (098)877-8460

提出議題	臨時用途の下水道使用料管理方法について
提案理由	<p>本市では水道料金を用途別料金体系で算定している。 解体工事で使用する際は臨時用を適用しており、料金は水道料金のみ調定で、下水道使用料は調定していない。</p> <p>仮設現場トイレで公共下水道に接続した場合は私設メーターで使用水量の報告を受け、使用終了後に一括で料金を請求している。</p> <p>その際、料金の算定及び請求、徴収管理は料金調定システム未対応の為、エクセル台帳及び財務会計システムで個別対応している。</p> <p>他市町村での管理方法を参考にしたいと、ご教示お願い致します。</p>
添付資料	

様式

提出議題(令和6年度事務)

会 員 名 那覇市

担当者名 津波

所 属 名 上下水道局料金サービス課

電話番号 098-941-7811

提出議題	下水道無断接続に対する過去に遡った料金請求について
添付資料	<p>当市において、下水道への無断接続を発見した際、過去に遡った料金請求を行っております。</p> <p>今回発見したケースは、連合栓の建物であり、地下の部分を事業所として増設し、別階はそのまま浄化槽利用し、この部分のみ下水道に接続している事を見つめました。子メーターはついているものの、検満切れとなっています。</p> <p>法令上は、検満切れのメーターにより計測を禁止しており、このようなケースにおいての排水量の認定は規定されておられません。</p> <p>他事業体において同様のケースはありましたでしょうか。あればどのように対応したのかご教授いただきたいです。</p>
添付資料	

様式

提出議題(令和 6 年度事務)

会 員 名 那 覇 市

担 当 者 名 野 原

所 属 名 上 下 水 道 局 料 金 サ ー ビ ス 課

電 話 番 号 098-941-7810

提出議題	下水排除基準を超えた特定事業場への対応について
提案理由	<p>毎年特定事業場の水質調査(一つの事業場につき1度の採取)を行っていますが、下水排除基準(下水道法第12条の2第1項・法施行令第9条の4)を超える事業場がいくつかあります。そのような事業場に対して、どういった指導をされていますでしょうか。また、指導をしているにもかかわらず連続して基準を超えるような事業場への改善命令や監督処分を行った事例はありますか。あればご教示ください。</p> <p>参考に那覇市での対応を記述します。那覇市では、下水排除基準を違反した事業場には理由を聞き取りし、排除基準違反の措置状況を回答していただいています。その後改善されているかを確認するため排除基準違反をした事業場は継続して次年度の水質調査を行います。</p>
添付資料	なし

様式

提出議題(令和 6 年度事務)

会 員 名 那覇市
担当者名 下地
所 属 名 上下水道局総務課
電話番号 098-941-7801

提出議題	下水道の日における沖縄県下水道協会からの配布物について
提案理由	<p>沖縄県下水道協会より、下水道の日に合わせて下水道汚泥を活用したバガス肥料を令和元年度まで配布しておりました。</p> <p>沖縄県下水道協会に確認したところ、本島外会員との配布内容の統一性及び取り扱いの難しさから令和 5 年度・6 年度に日本水道新聞社下水道広報・PR 商品を会員に配布している状況です。</p> <p>つきましては、会員各位に以下の 3 点についてお伺いいたします。</p> <p>(1) 下水道の日配布グッズについて (a～c の希望するものに○)</p> <p>a 日本水道新聞社下水道広報・PR 商品の配布を希望 b 従前 (令和元年度まで) 配布していたバガスを希望 c その他 ()</p> <p>◎那覇市の回答 b 従前 (令和元年度まで) 配布していたバガスを希望</p> <p>(2) 下水道の日広報啓発グッズの購入の有無</p> <p>・例 ボールペン・下敷き・ポケットティッシュ等 ※購入先までご教示いただけますと幸いです。</p> <p>◎那覇市の回答 グッズの購入有 エコ水切りフィルター・エコ廃油パック・エコ廃油捨水に流せるボックスティッシュ いずれも日本水道新聞社より購入</p> <p>(3) 沖縄県下水道協会より配布された広報啓発グッズ (ウエットティッシュ・ぼんそうこう・エコ水切りフィルター) の配布状況について (a～c の該当するものに○)</p> <p>a 丁度よい b 不足がある c 残部がある (どの程度)</p> <p>◎那覇市の回答 c 残部がある (5 割ほど)</p>
添付資料	なし